

## トランポリン・シャトル審判員認定講習会 開催要項マニュアル

【目的】 トランポリン・シャトル競技大会の正確で公平かつ円滑なる審判業務を遂行するため、公益財団法人日本体操協会認定のトランポリン・シャトル競技審判員を養成することを目的とする。

【主催】 公益財団法人日本体操協会

【主管】 都道府県体操協会または都道府県協会/連盟のトランポリン部署

【開催期日】 〇〇年〇〇月〇〇日

※5時間の講義を1日で開催できる日程としてください。

※開催可能期間：2026年4月17日～2027年3月14日

※2・3月開催の場合：2～3月上旬まではJGA-Webシステムが新年度に向けたシステムメンテナンスにより、申込み（支払金）や登録等ができません。  
受講申込期限を1月末または2月初旬にする等、早めの設定をご検討ください。

【開催会場】 （…主管者が決定した会場名、所在地を記載…）

【受講資格者】 2026年4月1日現在19歳以上で、シャトル競技の経験を有し、トランポリン段階練習表30番までの実技能力がある者（ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失う。）

※聴講は認めていません。

【講義内容及び時間割】 5時間

	講 義 内 容	講義時間
1	トランポリン概論	20分
2	ルール解説	120分
3	実 技	100分
4	検定試験（実技・筆記）	60分
	合計	5時間

【講 師】 日本体操協会トランポリン委員会公認審判員養成講師

（講師名を入力）	（講師名を入力）
（講師名を入力）	（講師名を入力）

※日本体操協会トランポリン委員会シャトル競技部が公認審判員養成講師を派遣します。

※養成講師は、開催年度の「シャトル審判資格」および「トランポリン指導者資格（普及指導員/JGA トランポリン競技コーチ/JSPO トランポリンコーチ3のいずれかの資格）が無効な場合、養成講師資格は失効しているため、講義はできません。

【受講者費用】 受講料；5,000円（JGA-Webシステムの講習会申込みを通じて支払）  
教 本；『公認トランポリン・シャトル競技審判員資格認定講習会教本』  
1,500円（税込・送料込）  
（受講者が日本体操協会より直接購入または当日主管から購入）  
2026年度注文先：<https://jga-web.jp/event/634/detail>  
※教本到着まで10日程（土日祝除く）かかるため、余裕をもって申込みく  
ださい。

【受講申込方法】受講希望者本人がJGA-Webメンバーページ「講習会申込」にて申込み  
（…[日本体操協会承認後](#)、[都道府県協会設定管理者から提供されるURL](#)  
[を記載](#)…）

【合格者のシャトル審判員資格登録】 **※開催後、受講者に説明してください。**

- **（開催責任者がJGA-Webより合格登録を行なった後）**  
合格者本人がJGA-Webメンバーメニュー「保有資格」から「シャトル審判員」を選  
択のうえ登録申請してください。その後速やかに、メンバーメニュー「支払」→「請  
求書」より、所定の方法にて支払期限までに登録料をお支払いください。
- シャトル審判資格登録料：2,500円（1年間）。  
その他、日本体操協会の事業に参加する場合（大会参加、バッジテスト開催等）は別  
途、構成員登録（「選手以外」）が必要です。なお、資格の保持のみで協会事業に参  
加しない場合は構成員の登録は不要です。
- シャトル審判資格の登録が完了するまでは審判活動はできません。  
※新規シャトル審判資格の登録期限：2027年度まで（但し、JGA-Webシステムの  
2027年度登録期限まで）

## 【開催申請から開催報告までの流れ】

- ※ 主管団体：開催地の都道府県協会 または都道府県協会/連盟のトランポリン部署
- ※ 開催責任者：開催年度に開催地に所属する「トランポリンチーム所属構成員」あるいは「都道府県協会・連盟の登録役員」で、かつ「トランポリン指導者資格有効者（普及指導員・JGA 競技コーチ・JSPO コーチ3の何れかの登録完了者）」
- ※ 養成講師：日本体操協会トランポリン委員会認定の養成講師で、開催年度「トランポリン・シャトル競技審判員の登録完了者」かつ「トランポリン指導者資格有効者（普及指導員・JGA 競技コーチ・JSPO コーチ3の何れかの登録完了者）」

1. 開催責任者は、事前に、最新の「開催要項マニュアル」を確認のうえで、開催地都道府県協会/連盟の事務局（またはトランポリン統括者）に連絡し、『開催要項案』に基づき、実施に伴う次の事項の確認/依頼・内諾を得てから、日本体操協会へ申請してください。  
①認定養成講師の開催年度「シャトル審判資格」および「トランポリン指導者資格」の登録確認、②受講料納入口座の収納代行利用設定依頼および開催収支の取扱いの確認、③JGA-Web 講習会管理権限の付与依頼

2. 開催責任者は、原則、開催2か月以上前（但し、4月17日～5月16日開催の場合は1か月前）までに、日本体操協会へ JGA-Web メンバーページのイベント申込【**開催申請1**】：TR：普及指導員認定講習会(2026) により、『開催要項案』を添付のうえ開催申請をしてください。

<申請方法>

JGA-Web メンバーページ → イベント申込 → E3000580 【開催申請】シャトル競技審判員認定講習会（2026）→ 申込

※最新版の「開催要項マニュアル」、「開催要項ひな形」は本申込フォームから DL できます。

※開催申請等イベントNo.は、後記「開催申請No.・報告申請No.・資料申込No.」を参照

3. 日本体操協会は、開催承認後、JGA-Web「講習会管理」上に、当該講習会の「講習会申込フォーム」を作成したうえで、開催地都道府県協会/連盟の Web 設定管理者へ引き渡します。

開催地都道府県協会/連盟の Web 設定管理者は、「受講料や聴講料の納入先口座設定」および「開催責任者への権限付与」等を設定したうえで、開催責任者へ各「講習会申込フォーム」を引き継ぎます。

4. 開催責任者は、開催地都道府県協会/連盟より講習会管理権限を付与されると、メンバーページに「イベント責任者用ページ」が設置され、当該講習会の申込み管理が可能な状態になります。

①開催責任者は、「開催要項案」に基づき申込みフォームを完成させてください。

※料金設定の「収納代行利用設定」は必ず「利用する」を選択し、開催地都道府県協会/連盟が設定した「指定口座」を選択してください。なお、選択できない場合は、開催地の所属都道府県協会/設定管理者へご確認ください。

②公開設定を「公開」にすると、募集開始となります。

5. 開催日程等の変更や開催中止を決めた際には速やかに開催地都道府県協会/連盟および日本体操協会までご連絡ください。

6. 開催責任者・主管団体は責任をもって講習会を運営してください（開催中の事故等に備えての保険加入など）。

7. 開催最終日、受講者に対し、合格した場合の「シャトル審判員資格の登録手続き」を説明してください。（上記【合格者のシャトル審判員資格登録】参照）

8. 開催終了後 1 週間以内に、JGA-Web 講習会管理上で合否結果を登録してください。
  - ①JGA-Web イベント責任者用ページ「講習会」→（当該講習会No.）の「申込者一覧」  
→ 受講者を選択し、「受講結果設定」にて、合否仮入力（やり直し可能な状態）。
  - ②その後、「受講結果確定」にて、合否結果を確定してください。
  
9. 続けて、開催地都道府県協会/連盟および日本体操協会へ、指定方式にて『シャトル審判員認定講習会報告書』を提出してください。報告書が受理されて事業終了となります。
  - ※報告書様式（最新版）は JGA-Web イベント責任者用ページ「講習会管理」→ 対象の講習会 → 講習会申込の「講習会情報」から DL できます。
  - ※日本体操協会への報告は、JGA-Web メンバーページ「イベント申込」により行なってください。（申請No.は後記「開催申請No.一覧表」を参照）
  - ※2 月～3 月上旬までは新年度に向けたシステムメンテナンスのため、その間に開催する場合の合否登録は、メンテナンス終了後の 3 月中旬～3 月末日までに行なってください。

<2026年度シャトル審判員認定講習会 開催申請No.・報告申請No.・資料申込No.>

	イベントNo.	イベント名称
開催申請No.	E3000580	【開催申請】シャトル競技審判員認定講習会(2026)
報告申請No.	E3000589	【報告申請】シャトル競技審判員認定講習会(2026)
教本購入申込No.	E3000617	2026 年度 JGA 販売物一覧
<問合せ先> JGA-Web の当該イベント申込み内にある「メールでの問い合わせはこちら」を利用してお問合せください。		

<2026 年度 開催スケジュール（予定）>

- 事業の開催期間：2026 年 4 月 17 日～2027 年 3 月 14 日
- 開催申請受付期間：2026 年 3 月 17 日～2027 年 1 月 13 日（原則、開催 2 か月前）  
但し、開催予定日が 2026 年 4 月 17 日～5 月 16 日の場合の開催申請は、開催 1 か月前としますので、3 月 17 日～4 月 16 日までに申請してください。

【開催に伴う収支等について】

1. 受講料は JGA-Web システム「講習会申込」からの事前納入としてください。  
※納入口座の設定は、都道府県協会/連盟の「設定管理者」のみが行なえます。  
開催申請までに、講習会・イベントの納入口座設定を依頼してください。
2. 受講料収入・開催経費負担（会場借料、講師日当・交通費、消耗品、保険料等）・収支差額の取扱い等、事前に開催地都道府県協会/連盟へ確認ください。
3. 講師日当は、講師一人 5,000 円/日、交通費は原則実費とします。

公益財団法人日本体操協会  
トランポリン委員会シャトル競技部